

# 入院時の光熱水費相当額に係る負担の見直し

## 【論点】

○ 入院時の生活療養費について、療養病床のうち65歳以上の医療区分Iに該当する患者（一般所得）以外については自己負担がない。

○ 「地域完結型」の医療に向け、病状に見合った医療・介護・在宅療養等の切れ目ない提供体制が求められる中、どの施設等であっても公平な光熱水費負担を求めていく必要。

※ 生活療養費は一日当たりで定められ、長期療養者も日数に応じて負担している中、公平性の観点から、より短期間の入院者についても、日数に応じた負担を求めるべき。

(参考) 27年度医療保険制度改革において、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求める見直しを実施。

在宅療養	65歳以上医療区分Iの療養病床(一般所得)	一般病床医療区分II・IIIの療養病床等(一般所得)	介護保険施設(老健・療養病床(多床室))補足給付における基準費用額	介護保険施設(特養(多床室))補足給付における基準費用額
1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     居住費 (光熱水費) 約370円 (注)                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     居住費 (光熱水費) 320円                 </div>	居住費 <b>0円</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     居住費 (光熱水費) 370円                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ( 居住費 光熱水費 室料 ) 840円                 </div>
食費(食材費・調理費)については、在宅療養でも負担する費用として、施設によらずに1,380円/日を負担。				

(注) 平成25年家計調査(高齢者のいる世帯) : 約370円(11,215円/月)

## 【改革の方向性】(案)

○ 入院時生活療養費について、在宅療養等との公平性を確保する観点から、難病患者・小児慢性特定疾患患者等を除く全ての病床について、居住費(光熱水費相当)の負担を求めていくべき。